

福島県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則

(平成19年4月1日規則第17号)

最終改正：平成28年3月29日規則第6号

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 初任給（第10条—第17条）
- 第3章 昇格及び降格（第18条—第24条）
- 第4章 昇給期間の短縮（第25条・第26条）
- 第5章 昇給（第27条—第40条）
- 第7章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号。以下「給与条例」という。）の規定に基づき、職員の給料の決定について必要な事項を定めることを目的とする。

2 職員の給料の決定については、別に定める場合のほか、この規則の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与条例第3条第1項に掲げる給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- (2) 給料月額 職員の属する職務の級について給料表を定められている号給又は給料表に定められていない月額の給料をいう。
- (3) 級別定数 給与条例第4条第2項の規定による職務の級の定数をいう。
- (4) 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (6) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則の定めるところにより、その年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (7) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。
- (8) 在級年数 職員が同一の職務の級について引き続き在職した年数をいう。
- (9) 必要在級年数 職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。
- (10) 試験 広域連合が行う職員の競争試験又は広域連合長がこれに準ずると認める試験をいう。
- (11) 昇給期間 職員の昇給に必要とされる給与条例第5条第4項又は同条第6項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短期間をいう。

（職務の級の標準的な職務の内容）

第3条 (削除)

第4条 職員の職の格付は、別表第2の定めるところによる。

(級別定数)

第5条 給与条例第4条第2項の規定による職務の級別定数は、職名別に定める。

(級別資格基準)

第6条 給与条例第4条第3項に規定する職務の級の基準は、別表第3の級別資格基準表に定める基準に従い決定するものとする。

2 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる上段の数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経過年数を示すものとする。

3 級別資格基準表は、試験欄又は職種欄に掲げる試験又は職種の区分に応じて適用するものとする。

第7条 級別資格基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ、別表第4の学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることとその者に有利である場合には、その区分によることができる。

2 職員の有する学歴免許等の資格が、級別資格基準表の試験欄に対応する学歴免許欄に掲げる学歴免許等の資格の区分よりも低いものである場合には、級別資格基準表の当該学歴免許欄の学歴免許等の資格の区分をもってその者の学歴免許等の資格の区分とする。

第8条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経過年数は、同表において別に定めるもののほか、前条第1項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格を取得したとき以後の経過年数による。

2 前項の場合において、その学歴免許等の資格を取得したとき以後における経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第5の経過年数換算表の定めるところにより経過年数として換算することができる。

3 前2項に規定する経過年数は、すべて月計算によって行うものとする。

4 前項の場合において、同一月において期間が重複して計算されることとなるときは、これを1か月として計算するものとし、その重複する期間が、在職期間とその他の期間であるとき、又は経過年数換算表に定める換算率の異なる2以上の期間であるときは、職員に最も有利となる期間により計算するものとする。

5 第2項の場合において、換算の結果、月未満の端数が生じたときは、当該端数は、総計した後切上計算によるものとする。

第9条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格に対して別表第6の修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経過年数は、前条の規定によるその者の経過年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

第2章 初任給

(職務の級の決定)

第10条 新たに職員となる者の職務の級を決定する場合は、その決定しようとする職務

の級について級別資格基準表に掲げる必要経験年数に達していなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ広域連合長の承認を得たときは、この限りでない。

(1) 第15条各号のいずれかに掲げる者から引き続き新たに職員となるものについて部内の他の職員との均衡上必要があると認められる場合

(2) 特殊の技術、経験を必要とする職に採用しようとする場合において適格者を得るために特に必要があると認められる場合

2 新たに職員となった者の職務の級を級別資格基準表に定めのない職務の級に決定する場合は、その決定につきあらかじめ広域連合長の承認を得なければならない。

(給料月額の設定)

第11条 新たに職員となった者の給料月額は、前条の規定により決定された職務の級の号給が次条第1項に定める初任給基準表に定められているときは、当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に、第23条第1項第1号から第3号まで又は第24条第1項第1号若しくは第3号の規定により得られる号給とする。

(初任給基準表)

第12条 給与条例第5条第1項に規定する初任給の基準は、別表第7の初任給基準表の定めるところによる。

2 初任給基準表は、試験欄又は職種欄の区分及び学歴免許欄又は年齢欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとする。

3 初任給基準表の学歴免許欄の区分の適用については、第6条の規定を準用する。

第13条 職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格（基準学歴を含む。以下同じ。）に対して修学年数調整表を加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者（その加える年数が1年未満である職員を除く。）の初任給基準表の適用については、第11条の規定による初任給の号給の号数にその加える年数（1年未満の端数は切り捨てる。）の数を加えて得た数を号数とする号給をもってその者の号給とする。

(経験年数による初任給の調整)

第14条 職員がその職務について必要な最低限度の資格を超えて経験年数を有する場合においては、第11条（前条の規定による場合を含む。）の規定による号給（第3号において「基準号給」という。）の号数に次の各号に掲げる経験年数の月数を18か月

（第1号及び第2号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数及び第3号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち5年から当該経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、12か月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）を加えて得た数を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。ただし、その者の属する職務の級の2級上位の職務の級における最低の号給を超える額の号給とすることはできない。

(1) 正規の試験に合格したことによって職務の級が決定された者 その者に適用される

初任給基準表に定める基準学歴（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴）を取得したとき以後の経験年数

(2) 正規の試験に合格したことによって職務の級を決定された者以外の者（次号に該当する者を除く。） その者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴等（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴）を取得したとき以後の経験年数

(3) 第1号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級について必要経験年数を超える経験年数

2 前項の規定の適用を受ける職員の経験年数については、第8条第2項及び第9条の規定を準用する。

（給料月額の特例）

第15条 次に掲げる者から引き続いて新たに職員となった者の号給の決定について、前条の規定による場合は、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、前条の規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

(1) 常勤の特別職にある職員

(2) 国又は他の地方公共団体の職員

(3) その他任命権者が前2号に準ずると認める者

第16条 新たに職員を特殊な技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において第14条の規定によるときは、その採用が著しく困難になると認められるときは、同条の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ広域連合長の承認を得て、その者の給料月額を決定することができる。

第17条 級別資格基準表に定めのない職務の級の職に新たに職員を採用しようとする場合において、その職務の級の最低の号給を超えてその初任給の給料月額を決定しようとするときは、あらかじめ広域連合長の承認を得て行うものとする。

第3章 昇格及び降格

（昇格の基準）

第18条 職員を昇格させる場合は、その者の経験年数又は在級年数が級別資格基準表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数に達している者について行わなければならない。ただし、その者の勤務成績が特に良好であるときは、同表に掲げる必要経験年数又は必要在級年数の100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

第19条 職員を第10条第2項に掲げる職務の級に昇格させようとするときは、あらかじめ広域連合長の承認を得て行わなければならない。

第20条 第15条又は第16条の規定の適用を受けて初任給が決定された職員について級別資格基準表を適用する場合には、部内の他の職員との均衡を考慮して、あらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間をその者の在級年数として通算することができる。

第21条 職員を昇格させる場合は、第18条及び第19条の規定によるほか、職員が現に属する職務の級において1年以上在級していなければ昇格させることができない。ただし、職務の特殊性により特に昇格させる必要がある場合において、あらかじめ広域連

合長の承認を得たときは、この限りでない。

第22条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第18条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て上位の職務の級に昇格させることができる。

(1) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度障害の状態となった場合

(2) 職員が職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職させられる場合

(昇格した職員の給料月額)

第23条 職員を別表第8（以下「特定級表」という。）に定める職務の級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。

(1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）に達しない号給であるとき 昇格した職務の級の最低の号給

(2) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が別表第9（以下「特定号給表」という。）に定める号給に達しない号給であるとき（前号に掲げる場合を除く。） 昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の1号給上位の号給

(3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が特定号給表に定める号給以上の号給（職務の級の最高の号給を除く。）であるとき 対応号給の2号給上位の号給

(4) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の2号給下位の号給を超えない額のものであるとき 対応号給の2号給上位の号給

(5) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の2号給下位の号給を超える額のものであるとき あらかじめ広域連合長の承認を得て定める給料月額

2 職員を特定級表に定める職務の級より下位の職務の級に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。

(1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）に達しない号給であるとき 昇格した職務の級の最低の号給

(2) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が特定号給表に定める号給に達しない号給であるとき（前号に掲げる場合を除く。） 対応号給

(3) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が特定号給表に定める号給以上の号給（職務の級の最高の号給を除く。）であるとき 対応号給の1号給上位の号給

(4) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の1号給下位の号給を超えない額のものであるとき 対応号給の1号給上位の号給

(5) 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の1号給下位の号給を超える額のものであるときあらかじめ広域連合長の承認を得て定める給料月額

3 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前2項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4 職員を昇格させた場合において、職務の特殊性又は部内の他の職員との均衡上特に必要があると認める場合は、前3項の規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

5 降格した職員のうち、当該降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額又はその直近下位の額の給料月額に決定された職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第1項又は第2項の規定の適用については、第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の1号給上位の号給」並びに同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは「対応号給」（当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が特定号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合にあっては、「対応号給の1号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。

（降格した職員の給料月額）

第24条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給が、降格した職務の級における号給のうちにあるときは、その額の号給

(2) 降格した日の前日に受けていた給料月額が、降格した職務の級における最高の号給の額に達せず、かつ、降格した職務の級における号給の額のうちにはないときは、当該給料月額の直近下位の額の号給

(3) 降格した日の前日に受けていた給料月額が、降格した職務の級における最高の号給の額を超えているときは、その職務の級における最高の号給

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により定められる職員の号給が、部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、これらの規定にかかわらず、広域連合長の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

第4章 昇給期間の短縮

（新たに職員となった者の昇給期間の短縮）

第25条 新たに職員となった者のうち次に掲げる者については、その者の職員となった後の給与条例第5条第4項の規定による最初の昇給に係る昇給期間を次に定める期間短

縮することができる。給料月額決定について、初任給基準表の試験欄の「中級」の区分の適用を受けた者（第14条第1項第3号に掲げる者を除く。）6か月

2 職員に第14条の規定を適用した場合において、その者の経験年数（職員に第13条の規定を適用した場合において、同条の調整とならなかった端数の加える年数を含む。）を18か月又は12か月で除して得た数に1に満たない端数がある場合、その端数に12か月を乗じて得た期間（月未満の端数は、切り捨てる。以下「残余期間」という。）があるときは、その職員の採用後の最初の給与条例第5条第4項の規定による昇給（以下「定期昇給」という。）の昇給期間について、次に定める期間を短縮することができる。

- (1) 残余期間が9か月以上の者については、9か月
- (2) 残余期間が6か月以上9か月未満の者については、6か月
- (3) 残余期間が3か月以上6か月未満の者については、3か月

3 第30条に規定する昇給の時期（以下「定期昇給期」という。）以外の時期に採用した職員については、その採用の日から当該採用直後の定期昇給期の前日までの期間を第14条に規定する経験年数とみなして、同条及び前項の規定を適用するものとする。

（昇格又は降格した職員の昇給期間の短縮）

第26条 昇格し、又は降格した職員（初任給基準を異にする異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員を除く。）のうち次の各号に掲げる職員については、当該昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間を当該各号に定める期間短縮することができる。

- (1) 第23条第1項第1号又は第2項第1号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が当該各号の規定により昇格した職務の級の最低の号給に決定されることとなる号給中最上位の号給であるもの昇格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）
- (2) 第23条第1項第2号若しくは第2項第2号又は第24条第1項第1号若しくは第2号の規定により昇格又は降格後の給料月額を決定された職員 昇格し、又は降格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）
- (3) 第23条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員（その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が2以上ある場合のいずれかの号給である職員を除く。） 昇格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）
- (4) 第23条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が当該各号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が2又は3ある場合の最上位の号給で

あるもの 昇格した日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）

- (5) 第23条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が2ある場合（当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が3以上ある場合を除く。）の下位の号給であるもの 昇格した日の前日における号給を受けていた期間が6か月を超える場合に限り、3か月
- (6) 第23条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が3ある場合（当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が4以上ある場合を除く。）の中位の号給であるもの 3か月（昇格した日の前日における号給を受けていた期間が3か月未満であるときは、その期間に相当する期間）
- (7) 第23条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が4以上ある場合の最下位の号給以外の号給であるもの あらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間
- (8) 第23条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項第4号若しくは第5号又は第24条第1項第3号若しくは同条第3項の規定により昇格又は昇格後の給料月額を決定された職員 あらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間
- (9) 第23条第4項の規定により昇格後の給料月額を決定された職員で、部内の他の職員との均衡上昇給期間を短縮する必要があると認められるもの あらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間

2 前条、前項、第37条又は第40条の規定により昇給期間を短縮されている職員がその予定の昇給の時期以前に昇格し、又は降格した場合における前項の規定の適用については、これらの規定により短縮されている期間と当該昇格又は降格の日の前日における給料月額を受けていた期間を合算した期間をもって、当該昇格又は降格の日の前日における給料月額を受けていた期間とする。

第5章 昇給

（昇給）

第27条 職員を給与条例第5条第4項、第5項、第6項ただし書又は第7項ただし書の規定により昇給させる場合には、その者の勤務成績に基づいて行うものとする。

（57歳を超える職員の昇給）

第28条 給与条例第5条第4項の規則で定める年齢は57歳とし、同項の規定の適用については、当該年齢に達した日以後における最初の3月31日（以下「昇給延伸基準日」という。）に当該年齢に達したものとする。

2 57歳を超える職員の給与条例第5条第4項の規定による昇給期間は、昇給延伸基準日後の最初の昇給にあつては18か月、その後の昇給にあつては24か月とする。ただし、昇給延伸基準日後に新たに職員となった者の昇給期間については、広域連合長の定めるところによる。

(枠外昇給)

第29条 給与条例第5条第6項ただし書の規定により、職員が現に受けている最高の号給の額又はこれを超える給料月額を受けるに至った時から同項ただし書に規定する期間を良好な成績で勤務したときは、その者に属する職務の級における最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額を、その者が現に受けている最高の号給の額又はこれを超える給料月額に加えた額（以下第3項において「直近上位の額」という。）に昇給させることができる。

2 前項の場合において、給与条例第5条第6項ただし書に規定する期間を18か月とされる職員は、現に受ける職務の級の最高の号給を受けるに至った日が昇給延伸基準日以前である職員及び昇給延伸基準日後に昇格又は降格後の号給を職務の級の最高の号給に決定された職員で広域連合長が定めるものとする。

3 第1項の場合において、勤務成績が特に良好である等特殊な事情があるときは、あらかじめ広域連合長の承認を得て前項の期間を短縮し、又は直近上位の額を超える額に昇給させることができる。

(昇給の時期)

第30条 給与条例第5条第4項及び前条第1項の規定による昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。

(昇給しない職員の年齢)

第31条 給与条例第5条第7項の規則で定める年齢は59歳とし、同項の規定の適用については、当該年齢に達した日以後における最初の3月31日に当該年齢に達したものとする。

(定期昇給の延伸)

第32条 現に受けている給料月額を受けるに至った時から最短の昇給期間を経過するまでの間（第25条及び第26条の規定により昇給期間を短縮された職員については、採用の時又は昇格、降格若しくはその他の異動直前の給料月額を受けるに至った時（昇格した場合で、第26条第1項第5号又は第6号の規定の適用を受けたときは、昇格した時）からこれらの規定により次期昇給の時期となる定期昇給期の前日までの間。以下「昇給資格判定期間」という。）において、次に掲げる日の合計日数が当該昇給資格判定期間内の勤務日（昇給資格判定期間の総日数から福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日（以下この条において「週休日」という。）を除いた日数をいう。以下次項において同じ。）の6分の1に相当する日数（1日未満の端数が生じたときは、これを切り上げた日数）以上の職員については、給与条例第5条第4項又はこの規則第29条に規定する良好な成績で勤務したものと認められないものとして、当該定期昇給は行わないものとする。

(1) 病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合

を除く。)又は介護休暇を受けて勤務しなかった日(週休日及び給与条例第16条第3項に規定する休日等を除く。)

(2) 給与条例第14条の規定に該当する欠勤をしたことにより勤務しなかった日

(3) 休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職を除く。)若しくは停職を命ぜられたことによって勤務しなかった日(週休日を除く。)

(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の規定による許可(以下「専従許可」という。)を受けて勤務しなかった日(週休日を除く。)

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定による育児休業の承認を受けて勤務しなかった日(週休日を除く。)

2 前項の規定に該当して定期昇給を延伸された職員については、現に受けている給料月額を受けるに至った時(第25条及び第26条の規定により昇給期間を短縮された職員については、採用の時又は昇格、降格若しくはその他の異動直前の給料月額を受けるに至った時(昇格した場合で第26条第1項第5号又は第6号の規定の適用を受けたときは、昇格の時))以後経過した期間内の勤務日から前項に規定する勤務しなかった日の合計日数を除いた日数が当該職員に係る昇給資格判定期間内の6分の5に相当する日数(1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた日数)を超えるに至った直後の定期昇給期に当該定期昇給を行うものとする。

3 昇給資格判定期間内に懲戒処分を受けた職員については、給与条例第5条第4項又はこの規則第29条に規定する良好な成績で勤務したものと認められないものとして、当該定期昇給を行わないものとする。

4 定期昇給期において懲戒処分を受けている職員については、当該定期昇給は行わないものとする。

5 前2項の規定に該当して定期昇給を延伸された職員については、現に受けている給料月額に定められている昇給期間に、停職にあつては9か月、減給にあつては6か月、戒告にあつては3か月を加えた期間を超えるに至った直後の定期昇給期に定期昇給を行うものとする。

(号給決定の特例)

第33条 現に職員である者が上位の号給の額を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号給を初任給として受けるべき額の号給に達するまで上位に決定することができる。

(特別昇給)

第34条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、給与条例第5条第4項若しくは第7項本文又はこの規則第29条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て、その者の昇給期間を短縮して直近上位の給料月額に昇給させることができる。

(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合

(2) 公務上の災害によって死亡又は重度障害の状態となった結果その職務にたえないで

退職する場合

第35条 前条に定める場合のほか、給与条例第5条第5項の規定により昇給期間を短縮し、若しくは2号給以上昇給させ、またそのいずれをもあわせ行うときは、あらかじめ広域連合長の承認を得なければならない。

(特別昇給の時期)

第36条 前2条の規定による昇給の時期は、次に定める時期とする。

- (1) 第34条の規定に該当するとき 退職の日
- (2) 前条の規定に該当するとき 第30条に定める昇給の時期

(特別昇給後の昇給の調整)

第37条 第35条に該当する昇給（以下「特別昇給」という。）をした職員については、当該特別昇給直後の給料月額に係る昇給期間を、当該特別昇給直前の給料月額を受けていた期間を超えない期間だけ短縮して、第30条に定める昇給の時期において直近上位の給料月額に昇給させることができる。

第38条 第25条、第26条第1項、前条又は第40条の規定により昇給期間を短縮されている職員が、その予定の昇給の時期以前に特別昇給をした場合における前条の規定の適用については、これらの規定により短縮されている期間と当該特別昇給の直前の給料月額を受けていた期間を合算した期間をもって、当該特別昇給の直前の給料月額を受けていた期間とする。

第39条 この規則により職員を昇格、降格及び昇給させた場合は、その都度名簿を作成して広域連合長に通知しなければならない。

(復職時等における給料月額の調整)

第40条 休職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復帰し、若しくは育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職の日、職務に復帰した日若しくは休暇の終了した日の翌日（以下「復職等の日」という。）又は復職等の日から1年以内の第30条に定める昇給の時期において、その者の給料月額を調整し、又は休職期間等調整換算表（別表第10）により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定による職員の給料月額の調整を行う場合には、休職期間、専従許可の有効期間、育児休業法第2条の規定による育児休業の期間、派遣の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）について、調整期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じてその者の給料月額を決定するものとする。

3 前項の規定を適用した場合において給料月額に異動を生じない者については、調整期間に相当する期間の範囲内でその者が復職等の日に受けている給料月額に係る昇給期間を短縮することができる。

4 第2項の規定による調整に際して、調整期間に余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の調整後の給料月額に係る昇給期間を短縮することができる。

第6章 雑則

(その他)

第41条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月9日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月29日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (削除)

別表第2 (第4条関係)

給料表の格付表

| 機関 | 係員職 | 係長相当職 | 課長補佐相当職 | 課長相当職 | 次長相当職 | 事務局長相当職 |
|------------|-----------|----------------|--------------|-------|-------|---------|
| 広域連合長の事務局 | 主事 副主査 | 係長 主任 主査 | 課長補佐 主任主査 | 課長 | 次長 | 事務局長 |
| 議会事務局 | 主事 副主査 | 係長 主任 主査 | 課長補佐 主任主査 | 課長 | 次長 | 事務局長 |
| 選挙管理委員会事務局 | 主事 副主査 | 係長 主任 主査 | 課長補佐 主任主査 | 課長 | 次長 | 事務局長 |
| 監査委員事務局 | 主事 副主査 | 主任 主査 | 課長補佐 主任主査 | 課長 | 次長 | 事務局長 |

別表第3（第6条関係）

級別資格基準表

| 試験 | 職務の級 | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|----|------|---|-----|----|----|----|----|----|
| | 学歴免許 | | | | | | | |
| 上級 | 大学卒 | | | | 7 | 2 | 2 | 2 |
| | | | 0 | 7 | 9 | 11 | 13 | |
| 中級 | 短大卒 | | 2.5 | 7 | 2 | 2 | 2 | |
| | | 0 | 2.5 | 10 | 12 | 14 | 16 | |
| 初級 | 高校卒 | | 5 | 7 | 2 | 2 | 2 | |
| | | 0 | 5 | 12 | 14 | 16 | 18 | |

備考

試験欄の区分に掲げる「上級」は、広域連合職員採用上級試験及びこれに準ずる試験を示し、「中級」は、広域連合職員採用中級試験及びこれに準ずる試験を示し、「初級」は、広域連合職員採用初級試験及びこれに準ずる試験を示す。

別表第4（第7条関係）

学歴免許等資格区分表

| 学歴免許等の資格の区分 | | 該当者 |
|-------------|-------------|--|
| 基準学歴区分 | 学歴区分 | |
| 1 大学卒 | 1 博士課程修了 | (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |
| | 2 修士課程修了 | (1) 学校教育法による大学院修士課程の修了者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |
| | 3 専門職学位課程修了 | 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者 |
| | 4 大学6卒 | (1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業生 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |

| | | |
|-------|----------|---|
| | 5 大学専攻科卒 | (1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |
| | 6 大学4卒 | (1) 学校教育法による4年制の大学の卒業者 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業者 (3) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業者 (4) 海上保安大学校本科の卒業者 (5) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |
| 2 短大卒 | 1 短大3卒 | (1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業者 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業者 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業者 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |
| | 2 短大2卒 | (1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業者 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業者 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者 (4) 航空保安大学校本科の卒業者 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業者 (6) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |
| | 3 短大1卒 | (1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |
| 3 高校卒 | 1 高校専攻科卒 | (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |
| | 2 高校3卒 | (1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |
| | 3 高校2卒 | (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律203号)による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |

| | | | |
|---|-----|-----|--|
| 4 | 中学卒 | 中学卒 | (1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了者 (2) (1)に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格者 |
|---|-----|-----|--|

備考

この表の「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第5（第8条関係）

経験年数換算表

| 経歴 | | 換算率 |
|---|------------------------------------|--|
| 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間 | 職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間 | 100 / 100 |
| | その他の期間 | 80 / 100 |
| 民間における企業体、団体等の職員としての在職期間 | 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 | 100 / 100 |
| | その他の期間 | 80 / 100 |
| 学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。） | | 100 / 100 |
| その他の期間 | 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 | 100 / 100 |
| | その他の期間 | 25 / 100（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、50 / 100） |

別表第6（第9条関係）

修学年数調整表

| 学歴免許等の資格区分 | | | | 調整年数 | | | |
|------------|--------|--------|------|------|-----|-----|------|
| 基準学歴区分 | 基準修学年数 | 学歴区分 | 修学年数 | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 | 中学卒 |
| 大学卒 | 16年 | 博士課程修了 | 21年 | +5年 | +7年 | +9年 | +12年 |
| | | 修士課程修了 | 18 | +2 | +4 | +6 | +9 |
| | | 大学6卒 | 18 | +2 | +4 | +6 | +9 |
| | | 大学専攻科卒 | 17 | +1 | +3 | +5 | +8 |
| | | 大学4卒 | 16 | | +2 | +4 | +7 |
| 短大卒 | 14年 | 短大3卒 | 15 | -1 | +1 | +3 | +6 |
| | | 短大2卒 | 14 | -2 | | +2 | +5 |
| | | 短大1卒 | 13 | -3 | -1 | +1 | +4 |
| 高校卒 | 12年 | 高校専攻科卒 | 13 | -3 | -1 | +1 | +4 |
| | | 高校3卒 | 12 | -4 | -2 | | +3 |
| | | 高校2卒 | 11 | -5 | -3 | -1 | +2 |
| 中学卒 | 9年 | 中学卒 | 9 | -7 | -5 | -3 | |

備考

- この表の学歴免許等の資格区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。
- 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、「+」は加える年数を、「-」は減ずる年数を示す。
- 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法（昭和23年法律第201号）に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。
- 正規の試験により採用された者のうち、第9条の規定を適用したものとした場合にその者の経験年数が負となる者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ当該負となる経験年数に相当す

る年数を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

- 6 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 7 昭和50年度以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の正規の在学年数の和の年数から減じ、その年数が正となるときはその年数を加える年数として、その年数が負となるときはその年数を減ずる年数として、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ加減した年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。
- 8 次に掲げる者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とすることができる。
 - (1) 学校教育法による大学の2年制の専攻科の卒業者
 - (2) 学校教育法による3年制の短期大学（昼間課程に相当する単位を3年間に習得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構を含む。以下同じ。）から学士の学位を授与された者を除く。）
 - (3) 学校教育法による2年制の短期大学の2年制の専攻科の卒業者（大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
 - (4) 学校教育法による高等専門学校の2年制の専攻科の卒業者（大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
 - (5) 独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。以下同じ。）司ちゆう・事務科の卒業者
 - (6) 旧海員学校の専修科（「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。）、専科又は司ちゆう科の卒業者
 - (7) 旧海技大学校本科の卒業者
- 9 旧海員学校高等科の卒業者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ2年を加えた年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とすることができる。

別表第7（第12条関係）

初任給基準表

| 試験 | 学歴免許 | 初任給 |
|----|-------|-------|
| 上級 | 大学卒基準 | 2級2号給 |
| 中級 | 短大卒基準 | 1級8号給 |
| 初級 | 高校卒基準 | 1級6号給 |

備考

試験欄に掲げる「上級」、「中級」及び「初級」の区分は、級別資格基準表の備考に定めるところによる。

別表第8（第23条関係）

| | |
|------|----|
| 職務の級 | 3級 |
|------|----|

別表第9（第23条関係）

| 職務の級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 号給 | 13給 | 9給 | 14給 | 16給 | 12給 | 15給 | 12給 | 18給 |

別表第10（第40条関係）

休職期間等調整換算表

| 事由 | 引き続き勤務しない期間についての換算率 |
|--|---|
| <p>1 次に掲げる事由により休職を命ぜられた場合</p> <p>(1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によること。</p> <p>(2) 水難、火災その他の災害（公務上の災害又は通勤による災害と認められるものに限る。）により生死不明又は所在不明になったこと。</p> <p>2 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、そのために休暇を与えられた場合</p> <p>3 福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号）第2条の規定により休職を命ぜられた場合</p> | <p>3 / 3</p> |
| <p>休職期間が満了した職員が定数に欠員がないために引き続き休職を命ぜられた場合</p> | <p>2 / 3</p> <p>（ただし、先行する休職の事由が公務又は通勤に基づく場合は、3 / 3とすることができる。）</p> |
| <p>1 心身の故障（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）により長期休養をなすため休職を命ぜられ、又は休暇を与えられた場合</p> <p>2 水難、火災その他の災害（公務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。）により生死不明又は所在不明となり、そのために休職を命ぜられた場合</p> | <p>1 / 3</p> <p>（ただし、結核性疾患にあっては、1 / 2とすることができる。）</p> |
| <p>刑事事件に関し起訴され、そのために休職を命ぜられた場合</p> | <p>0</p> <p>（ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により3 / 3とすることができる。）</p> |
| <p>専従許可を受けて休職となった場合</p> | <p>2 / 3</p> |
| <p>1 育児休業法第2条の規定により育児休業をした場合</p> <p>2 勤務時間条例第15条に規定する介護休暇を与えられた場合</p> | <p>1 / 2</p> |

備考 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受けている給料月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。